

今回は、離島空港整備に関する法令や計画についてご紹介します。

平成24年8月に閣議決定された「社会資本整備重点計画（H24～H28）」では、「離島における住民生活の安定・安全を確保するため、航空ネットワークの維持・活性化等を図るため必要な施設整備等を着実に実施する。」と離島空港整備の必要性について明記しています。

さらに、昨年12月に施行された交通政策基本法には、離島の交通事情への配慮のほか、大規模災害時の代替交通手段や観光客の円滑な交通手段の確保について国の責務が規定されました。また、同法案に対する衆参両議院の附帯決議において、社会資本整備重点計画との整合を図ることとされています。

市では、交通政策基本法に基づいて今後策定される交通政策基本計画においても、離島空港整備に配慮したものとなるよう国に要望してまいります。

佐渡空港拡張整備の早期実現に向けて、皆さまのご支援をよろしくお願いいたします。

◆市役所交通政策課 ☎63-3184

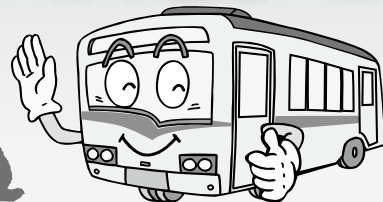
平成26年3月21日(祝)

運行開始

「国仲・金丸線」運行のお知らせ

国仲エリアの路線バス運行改善のため、国仲線と金丸線を統合し「国仲・金丸線」を運行開始します。これにより吉岡から畑野学校前までの間のバス停留所から乗換無しで佐渡総合病院まで行くことができるようになります。

※学生車の「国仲線」「金丸線」は従来どおりの運行となります。



お問い合わせ 新潟交通佐渡(株) ☎57-2121 / 市役所交通政策課 ☎63-3184